日本文理大学後援会学生研修助成費交付要領

スポーツ以外の活動で顕著な成績を修めた、または活躍が期待できる団体（学友会以外の団体も可）・個人が、大会出場、コンテスト発表、表彰式出席等の際に学生研修助成費を交付する。

１．対象者　：　出場する（表彰される）学生のみ
※応援者・指導者等は対象外とする。

２．対象となる大会等：
(1) 九州大会レベル以上の大会・コンクール等へ出場する団体・個人
(2) 九州大会レベル以上の大会・コンクール等で入賞し、表彰式に出席する団体・個人
(3) 上記に準ずる場合（その都度、原議書にて決裁）

３．助成額　：　旅費（交通費・宿泊費）の 50％を助成。
※１名につき、30,000 円を上限とする。
※１団体または１個人につき年度内助成は２回を限度とする。
※助成金の交付は、原則として後払いとする。
※他の団体等（主催団体等）から援助を受けている場合は、その額を助成額から除外する。

４．交付申請（事前）
・学生研修助成費の交付を受けようとする団体または個人は、出場・表彰の１週間前までに学生研修助成費申請書（別紙様式）を日本文理大学後援会事務局（大学総務・経理担当）に提出する。
〔添付書類〕①大会要領または活動に関する資料等
②参加者の氏名を確認できる書類（参加申込書等）
③旅費見積書（様式自由）

５．交付決定後の手続き（事後）
・助成金費交付手続きにあたっては、出場（参加）後１ヶ月以内に学生研修助成費報告書（別紙様式）を日本文理大学後援会事務局（大学総務・経理担当）提出する。
〔添付書類〕①収支報告書（日付順の支出がわかる書類）
②領収書

以上